

聖 子 号 外
令和 7 年 3 月 21 日

保護者の皆様へ

聖籠町役場 子ども教育課
(担当：子ども・子育て支援係)

児童クラブ負担金の減額について（お知らせ）

日頃より、町児童クラブ事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、町児童クラブでは、新潟県が進める「小 1 の壁」への対策として、下記のとおり令和 7 年度から児童クラブ負担金の減額をいたします。

ご不明な点がございましたらお問い合わせ連絡先へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

1.負担金（減額後）

項目		午後 6 時までの 利用の場合	午後 6 時 3 0 分ま での利用の場合	午後 7 時までの 利用の場合	申請の有無
①	小学 1 年生	3,000 円	3,500 円	4,000 円	無
②	きょうだい同時に 利用する場合の 2 人目以降	1,000 円	1,500 円	2,000 円	無
③	ひとり親世帯	0 円	500 円	1,000 円	有
④	町民税非課税世帯	0 円	500 円	1,000 円	有
⑤	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	有
⑥	その他	4,000 円	4,500 円	5,000 円	無

※ひとり親世帯、町民税非課税世帯、生活保護世帯できょうだいが同時利用する場合の 2 人目以降の負担金は、1 人目と同額です。

2.負担金の減額申請について

申請の必要な方は、児童クラブ又は子ども教育課にて「児童クラブ負担金減額申請書」を用意しておりますのでお申し付けください。

令和 7 年 4 月 1 4 日までに申請ください。それ以降の申請につきましては、申請日の属する月の翌月分から適用となりますので、ご注意ください。

裏面 料金の例

【料金の例】

No	内容	金額（月額）		
		ひとり親世帯 町民税非課税世帯	生活保護世帯	左記以外の世帯
①	1 年生 1 人が午後 6 時まで利用の場合	0 円	0 円	3,000 円
②	3 年生、1 年生のきょうだい 2 人が午後 6 時 30 分まで利用する場合	1 人目（3 年生） 500 円	1 人目（3 年生） 0 円	1 人目（3 年生） 4,500 円
		2 人目（1 年生） 500 円	2 人目（1 年生） 0 円	2 人目（1 年生） 1,500 円
		合計 1,000 円	合計 0 円	合計 6,000 円
③	1 年生の双子が午後 6 時まで利用する場合	1 人目 0 円	1 人目 0 円	1 人目…3,000 円
		2 人目 0 円	2 人目 0 円	2 人目…1,000 円
		合計 0 円	合計 0 円	合計 4,000 円
④	5 年生、3 年生、1 年生のきょうだい 3 人が午後 6 時まで利用する場合	1 人目（5 年生） 0 円	1 人目（5 年生） 0 円	1 人目（5 年生） 4,000 円
		2 人目（3 年生） 0 円	2 人目（3 年生） 0 円	2 人目（3 年生） 1,000 円
		3 人目（1 年生） 0 円	3 人目（1 年生） 0 円	3 人目（1 年生） 1,000 円
		合計 0 円	合計 0 円	合計 6,000 円

以上

お問い合わせ
 聖籠町子ども教育課
 子ども・子育て支援係
 担当：渡辺、阿部
 連絡先：0254-27-2111（内線 312）